

別表第2

2号・3号認定 保育施設入所調査基準表

【基礎点】

入所基準		保護者の状況(就労は収入を伴うもの、在学は学校又は職業訓練に通うものに限る。)		父	母
1	家庭外労働 自営業	就労時間等	月160時間以上	20	20
			月140時間以上160時間未満	18	18
			月120時間以上140時間未満	16	16
			月100時間以上120時間未満	14	14
			月90時間以上100時間未満	12	12
			月80時間以上90時間未満	10	10
			月80時間未満	8	8
在学 (大学・専門学校・職業訓練等)	現在、在学中である。	16	16		
在宅(内職等)	在宅で就労している、又は通信教育を受けている。	14	14		
2	病気・障がい等	入院(2週間以上)又は常時臥床(児童の保育ができない状態にある。)	25	25	
		在宅(通院)	児童の日の中の保育が部分的に困難な状態である。	16	16
			上記以外	12	12
		心身障害	1・2級・療育手帳A	20	20
		3級以下・療育手帳B	14	14	
3	介護・看護	常時臥床介護または要介護認定者介護(施設入所及びサービス利用を除く。)	20	20	
		上記以外	14	14	
4	妊娠・出産	切迫流産等による要安静		25	
		産前産後		20	
5	求職中	ひとり親世帯・失業中	14	14	
		ひとり親世帯以外	6	6	

【加点・減点】

区分	調整事項	加点・減点	
A	世帯状況	ひとり親世帯(離婚・離婚調停中・未婚・死別等)	30
		保護者の一方が不在(単身赴任、海外勤務等)の世帯	3
		生活保護世帯	10
		多子世帯(12歳未満の子どもが3人以上)	2
B	希望理由	小規模保育所等から連携施設等の継続利用を満3歳時に希望する。(年度途中入所希望の場合)	10
		きょうだい児が通園中の保育施設を希望する(第2希望等同一の保育施設でない場合は加点しない。)*教育部分は除く。	20
		申込児童が以前入所していた園を希望する(求職中を除く。)	3
		きょうだい同時に新規申込みで同一の園の入所を希望する(多胎児同時新規申込みも加点する。)	3
		多胎児同時に新規申込みで同一の園の入所を希望する。	1
		認可保育施設の閉鎖や保育事業の中止など、自己都合以外の理由で他の認可保育施設の利用を希望している。	20
特定の保育施設を希望していない(第4希望まで記載している場合。)(*)	5		
C	就労状況	産後休暇・育児休業明けで復帰する	2
		居宅内自営(農業を含む。)で家族従事者の場合	-1
D	優先利用	災害復旧等により、明らかに保育が必要と認められるもの	100
		父母不在	100
		社会的養護が特に必要な児童	100
		小規模保育所等から連携施設等に満3歳以後の継続利用を希望する(4月入所の場合のみ加点)。 *特定の施設を希望している…15点、特定の施設を希望していない(第4希望まで記載している場合)…30点	15 30
		保育士等であって、町内の保育施設に就職、育休復帰等し、保育業務に従事するもの	60
E	その他	特別児童扶養手当受給対象児童又は障がい者手帳・療育手帳を有する児童	3
		前年度入所申込みをしていて保留になっている。	3
		前年度及び前々年度の入所申込みをしていて保留になっている。	6
		入所内定後に保護者からの申出により入所をキャンセルした場合	-5
		保育料を2箇月以上滞納している(卒園児を含む。)	-10

(※)【加点・減点】項目D 優先利用の「小規模保育所等から連携施設等に満3歳以後の継続利用を希望する(4月入所の場合のみ加点)」に加点がある場合は、この項目で加点しない。

【合計点】

基礎点 ( ) + ( ) = ( ) 合計

在園児が同一の保育所に翌年度も継続して入所を希望する場合は最優先として利用調整を行う。

#### 同一点数で並んだ場合の優先基準

「基礎点」+「加点・減点」が同一点数で並んだ場合は、以下により、利用する児童を決定する。

段階	優先基準
第1段階	転園希望者よりも現在保育所等を使用していない方を優先する。
第2段階	当該施設において利用希望順位が高い方を優先する。
第3段階	保育所等の利用申込みを行っているものの、利用できずに待っている期間(利用開始希望日からの期間)が長い方を優先する。
第4段階	最初に、ひとり親を優先する。次に、基本点数(父母の基本点数を合計したもの)を比較し、点数が高い方を優先する。
第5段階	父又は母の基礎点のうち、いずれか低い点数を比較し、その点数が高い方を優先する。